

事務連絡  
令和7年1月16日

各都道府県・指定都市 住宅・建築主管課 御中

国土交通省住宅局住宅経済・法制課  
住宅生産課

### 住宅用家屋証明の申請書類に係る押印の廃止について

平素より住宅行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長等の証明事務（以下「証明事務」という。）において、住宅用家屋証明書を発行するために必要な確認事項については、申請者から提出される書類（以下「確認書類」という。）により確認することとなっており、確認書類には、建築基準法等の建築関係法令に基づく書類が含まれるところです。

今般、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第111号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和6年内閣府・国土交通省令第9号）により、下記の法令における様式等について、押印を不要とする改正を行い、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）より施行することとしました（押印が廃止されることとなる関係書類は別紙のとおり。）。

- ・建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「長期法施行規則」という。）
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「エコまち法施行規則」という。）

施行日以後の住宅用家屋証明の申請にあたっては、押印の廃止された確認書類が提出されることでもありますので、施行日以後の証明事務に際し、十分にご留意いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市を除く。）に対しても本事務連絡を周知いただくよう、お願いいたします。

**【問い合わせ先】**

国土交通省住宅局住宅経済・法制課

日置・齋藤（電話）03-5253-8111（内線：39255）

国土交通省住宅局住宅生産課

梶尾・齋藤（電話）03-5253-8111（内線：39425）

## 別紙

### 【住宅用家屋の所有権の保存登記】

＜個人が新築した住宅用家屋の場合＞

- ・確認済証及び検査済証（建築基準法施行規則別記第5号様式・別記第21号様式等）

※所在地又は区分建物の防火性能を確認する場合であって、登記事項全部証明書等の他の書類によらない場合

＜個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋の場合＞

- ・確認済証及び検査済証

※所在地又は区分建物の防火性能を確認する場合であって、登記事項全部証明書等の他の書類によらない場合

### 【住宅用家屋の所有権の移転登記】

＜個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋の場合＞

- ・確認済証及び検査済証

※所在地又は区分建物の防火性能を確認する場合であって、登記事項全部証明書等の他の書類によらない場合

＜個人が取得した建築後使用されたことのある住宅用家屋の場合＞

- ・確認済証及び検査済証

※所在地又は区分建物の防火性能を確認する場合であって、登記事項全部証明書等の他の書類によらない場合

- ・住宅性能評価書（品確法施行規則第1条の改正により押印廃止）

※昭和56年12月31日以前に建築された住宅の耐震性能を確認する場合であって、耐震基準適合証明書等の他の書類によらない場合

### 【認定長期優良住宅の場合（保存登記・移転登記共通）】

- ・認定通知書（長期法施行規則第2号様式）
- ・変更認定通知書（長期法施行規則第4号様式）

### 【認定低炭素住宅の場合（保存登記・移転登記共通）】

- ・低炭素建築物新築等計画認定通知書（エコまち法施行規則様式第6）
- ・低炭素建築物新築等計画変更認定通知書（エコまち法施行規則様式第8）

○国土交通省令第百一十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

国土交通大臣 中野 洋昌

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式から別記第七号様式まで、別記第十五号様式から別記第十五号の三様式まで、別記第十七号様式、別記第十八号様式、別記第十八号の四様式から別記第十八号の十一様式まで、別記第二十号の二様式から別記第二十二号様式まで、別記第二十三号の二様式、別記第二十四号様式、別記第二十七号様式から別記第二十九号様式まで、別記第三十号の二様式、別記第三十一号様式、別記第三十五号様式から別記第三十五号の三様式まで、別記第三十五号の五様式、別記第三十六号様式、別記第四十二号の六の三様式まで、別記第四十二号の六の五様式、別記第四十二号の六の六様式、別記第四十二号の十二の四様式から別記第四十二号の十二の十一様式まで、別記第四十二号の十四の二様式から別記第四十二号の十六の二様式まで、別記第四十二号の十七の二様式から別記第四十二号の十九の二様式まで、別記第四十二号の二十二様式から別記第四十二号の二十三の二様式まで、別記第四十二号の二十三の四様式及び別記第四十二号の二十三の五様式中「世」を削る。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十条 第一項第四号中「及び第十三号」を削る。

第四十条 次の一項を加える。

4 第三条第七項の規定は、住宅型式性能認定申請書及びその添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第四十三条 次の一項を加える。

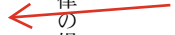
2 第三条第七項の規定は、型式住宅部分等製造者認証申請書及び型式住宅部分等製造者認証申請添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第四十七条 第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三条第七項の規定は、認証型式住宅部分等製造者更新申請書及び型式住宅部分等製造者認証申請添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第四十八条 次の一項を加える。

確認済証・検査済証等の押印廃止



2 第三条第七項の規定は、認証型式住宅部分等製造者変更届出書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

4 第四十九条第一項中「製造事業廃止届出書」の下に「(第三項において単に「製造事業廃止届出書」という。)を加え、同条に次の一項を加える。

3 第三条第七項の規定は、製造事業廃止届出書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第八十二条中「試験申請書」の下に「(次項において単に「試験申請書」という。)を加え、同条に次の一項を加える。

2 第三条第七項の規定は、試験申請書及び試験申請添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録試験機関」と読み替えるものとする。

別記第十一号の四様式、別記第十一号の五様式、別記第三十八号様式、別記第三十九号様式、別記第四十一号様式、別記第四十二号様式、別記第六十号様式、別記第六十一号様式及び別記第六十三号様式中「**印**」を削る。

第三条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正

別表第四住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の項中「第三十条第六号」の下に、「第四十一条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第八十三条第一項」を加える。

第四条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正

第二号様式、第四号様式、第八号様式、第十号様式及び第十一号様式中「**印**」を削る。

第五条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正

様式第六及び様式第八中「**印**」を削る。

第六条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正

第八十二条の見出しを「情報通信の技術を利用する方法」に改め、同条第一項中「認める書類」の下に「の提出」を加え、「当該書類に代えて」を「所管行政庁の使用に係る電子計算機と提出を行う者」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は」に改め、「もの」の下に「の提出」を加え、同条第二項中「認める書類」の下に「の提出」を加え、「当該書類に代えて」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は」に改め、「もの」の下に「の提出」を加え、同条に次の一項を加える。

3 別記様式第二十五による申請書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能評価機関が認める書類の提出については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものの提出によることができる。

別記様式第三から別記様式第十まで、別記様式第十三から別記様式第二十まで、別記様式第二十三、別記様式第二十四、別記様式第二十六、別記様式第二十八及び別記様式第三十中「**印**」を削る。

附則

- 1 (施行期日)  
この省令は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 (経過措置)  
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この省令の施行の日前に交付されたこの省令による改正前のそれぞれの省令に規定する様式による書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令に規定する様式によるものとみなす。

## 住宅性能評価書の押印廃止

○内閣府令第九号  
国土交通省令第九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

国土交通大臣 中野 洋昌

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。附則第三項及び第四項において「住宅品質確保法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第七条第二項第五号ただし書中「第二号」の下に「若しくは同法第十八条第三十八項第一号若しくは第二号」を加える。

別記第六号様式、別記第十号様式及び別記第十一号様式中「五」を削る。

## 附則

## (施行期日)

1 この命令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 この命令の施行の前日に交付されたこの命令による改正前の住宅品質確保法施行規則第一条各号に掲げる事項が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書（以下この項において単に「住宅性能評価書」という。）は、この命令による改正後の住宅品質確保法施行規則第一条各号に掲げる事項が記載された住宅性能評価書とみなす。

4 この命令の施行の前日に交付されたこの命令による改正前の住宅品質確保法施行規則別記第六号様式及び別記第十一号様式による通知書並びに別記第十号様式による検査報告書は、この命令による改正後の住宅品質確保法施行規則別記第六号様式及び別記第十一号様式による通知書並びに別記第十号様式による検査報告書とみなす。